

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月30日

大磯町長 池田 東一郎

（理由）

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

1 事故（その1）

- | | |
|------------|---|
| (1) 損害賠償額 | 286,000円 |
| (2) 賠償の相手方 | 個人甲（詳細省略） |
| (3) 事故の概要 | 令和7年12月25日（木）午後10時00分頃、大磯町大磯字滝ノ沢地内において、町が管理する道路上に植栽されていた樹木が前日からの降雨及び強風の影響により倒れ、近隣の敷地フェンスに接触し、損傷させた。 |
| (4) 対応の経過 | 令和7年12月25日 事故発生
令和8年 月 日 示談締結 |

2 事故（その2）

- | | |
|------------|--|
| (1) 損害賠償額 | 363,000円 |
| (2) 賠償の相手方 | 個人乙（詳細省略） |
| (3) 事故の概要 | 令和7年12月25日（木）午後10時00分頃、大磯町大磯字滝ノ沢地内において、町が管理する道路上に植栽されていた樹木が前日からの降雨及び強風の影響により倒れ、近隣の敷地フェンス及びブロック塀に接触し、損傷させた。 |
| (4) 対応の経過 | 令和7年12月25日 事故発生
令和8年 月 日 示談締結 |